

平成 27 年度本格施行までの作業・スケジュールについて

- ①新制度の施行に向けた地方自治体と国における今後の作業等について
- ②本格施行までの自治体における作業スケジュールイメージ

※いずれも、国が主催した自治体担当者向け子ども・子育て支援新制度説明会の配布資料です。

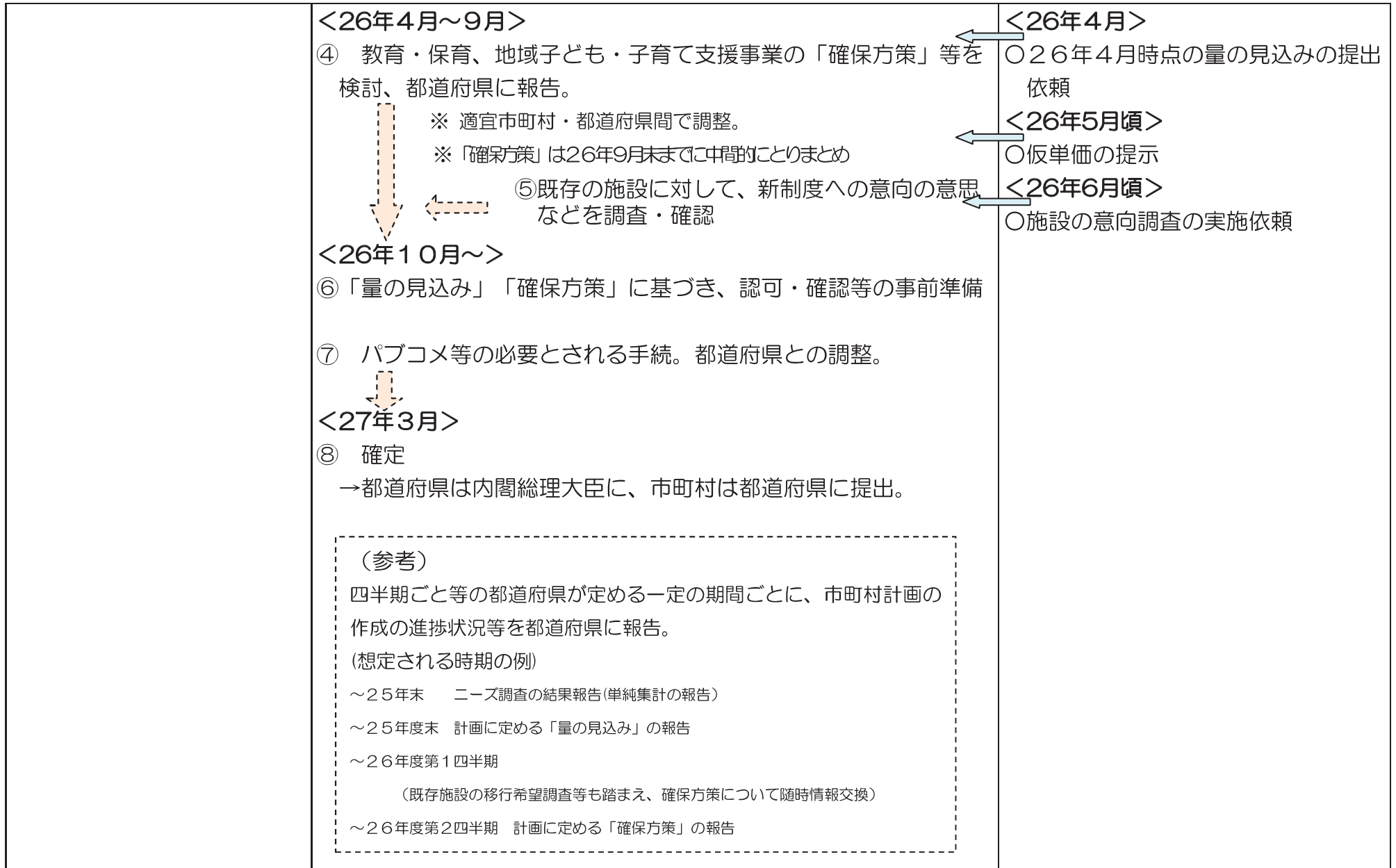
①は平成 26 年 4 月 17 日、②は 6 月 4 日に開催された説明会での配布資料となっています。

新制度の施行に向けた地方自治体と国における今後の作業等について


内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室


以下のスケジュール等や作業内容は、あくまで現時点での想定であり、今後の検討状況により、変更や追加がありえる。

事項	自治体における当面の作業等	国の主な作業日程																																																																								
<p>○ 事業計画</p>	<p><～26年3月></p> <p>① 地方版子ども・子育て会議の設置・検討 (参考) 設置状況について(2月28日時点)【精査中】</p> <table border="1" data-bbox="636 560 1547 839"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置措置済み</th> <th>今後対応予定</th> <th>会議体を置かない</th> <th>方針未定</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>1 4 8 1 団体 (82.8%)</td> <td>2 7 5 団体 (15.4%)</td> <td>1 9 団体 (1.1%)</td> <td>1 4 団体 (0.8%)</td> <td>1 7 8 9 団体</td> </tr> <tr> <td>11月1日時点</td> <td>1 2 7 1 団体 (71.0%)</td> <td>4 8 6 団体 (27.2%)</td> <td>1 5 団体 (0.8%)</td> <td>1 7 団体 (1.0%)</td> <td>1 7 8 9 団体</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>4 1 団体</td> <td>6 団体</td> <td>0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>4 7 団体</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1 4 4 0 団体</td> <td>2 6 9 団体</td> <td>1 9 団体</td> <td>1 4 団体</td> <td>1 7 4 2 団体</td> </tr> <tr> <td>うち政令市</td> <td>2 0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>2 0 団体</td> </tr> <tr> <td>うち中核市</td> <td>4 2 団体</td> <td>0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>4 2 団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>② ニーズ調査の実施→結果取りまとめ (参考) ニーズ調査状況について(2月28日時点)【精査中】</p> <table border="1" data-bbox="629 986 1547 1185"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施済み</th> <th>実施準備中</th> <th>方針未定</th> <th>実施しない</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>1 6 5 0 団体 (94.7%)</td> <td>8 3 団体 (4.8%)</td> <td>5 団体 (0.3%)</td> <td>4 団体 (0.2%)</td> <td>1 7 4 2 団体</td> </tr> <tr> <td>11月1日時点</td> <td>4 0 9 団体 (23.5%)</td> <td>1 3 2 0 団体 (75.8%)</td> <td>9 団体 (0.5%)</td> <td>4 団体 (0.2%)</td> <td>1 7 4 2 団体</td> </tr> <tr> <td>うち政令市</td> <td>2 0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>2 0 団体</td> </tr> <tr> <td>うち中核市</td> <td>4 2 団体</td> <td>0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>0 団体</td> <td>4 2 団体</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を検討、都道府県・国に報告。 ※ 適宜市町村・都道府県間で調整。</p>		設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計	全体	1 4 8 1 団体 (82.8%)	2 7 5 団体 (15.4%)	1 9 団体 (1.1%)	1 4 団体 (0.8%)	1 7 8 9 団体	11月1日時点	1 2 7 1 団体 (71.0%)	4 8 6 団体 (27.2%)	1 5 団体 (0.8%)	1 7 団体 (1.0%)	1 7 8 9 団体	都道府県	4 1 団体	6 団体	0 団体	0 団体	4 7 団体	市区町村	1 4 4 0 団体	2 6 9 団体	1 9 団体	1 4 団体	1 7 4 2 団体	うち政令市	2 0 団体	0 団体	0 団体	0 団体	2 0 団体	うち中核市	4 2 団体	0 団体	0 団体	0 団体	4 2 団体		実施済み	実施準備中	方針未定	実施しない	合計	全体	1 6 5 0 団体 (94.7%)	8 3 団体 (4.8%)	5 団体 (0.3%)	4 団体 (0.2%)	1 7 4 2 団体	11月1日時点	4 0 9 団体 (23.5%)	1 3 2 0 団体 (75.8%)	9 団体 (0.5%)	4 団体 (0.2%)	1 7 4 2 団体	うち政令市	2 0 団体	0 団体	0 団体	0 団体	2 0 団体	うち中核市	4 2 団体	0 団体	0 団体	0 団体	4 2 団体	<p><26年1月～3月></p> <p>○量の見込みの集計の手引きを提示。 (1月20日)</p> <p>○公定価格の骨格の提示(3月28日)</p> <p>○地方版「子ども・子育て会議」の取組事例に関する調査報告書</p>
	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計																																																																					
全体	1 4 8 1 団体 (82.8%)	2 7 5 団体 (15.4%)	1 9 団体 (1.1%)	1 4 団体 (0.8%)	1 7 8 9 団体																																																																					
11月1日時点	1 2 7 1 団体 (71.0%)	4 8 6 団体 (27.2%)	1 5 団体 (0.8%)	1 7 団体 (1.0%)	1 7 8 9 団体																																																																					
都道府県	4 1 団体	6 団体	0 団体	0 団体	4 7 団体																																																																					
市区町村	1 4 4 0 団体	2 6 9 団体	1 9 団体	1 4 団体	1 7 4 2 団体																																																																					
うち政令市	2 0 団体	0 団体	0 団体	0 団体	2 0 団体																																																																					
うち中核市	4 2 団体	0 団体	0 団体	0 団体	4 2 団体																																																																					
	実施済み	実施準備中	方針未定	実施しない	合計																																																																					
全体	1 6 5 0 団体 (94.7%)	8 3 団体 (4.8%)	5 団体 (0.3%)	4 団体 (0.2%)	1 7 4 2 団体																																																																					
11月1日時点	4 0 9 団体 (23.5%)	1 3 2 0 団体 (75.8%)	9 団体 (0.5%)	4 団体 (0.2%)	1 7 4 2 団体																																																																					
うち政令市	2 0 団体	0 団体	0 団体	0 団体	2 0 団体																																																																					
うち中核市	4 2 団体	0 団体	0 団体	0 団体	4 2 団体																																																																					



<p>○ 各種基準等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新幼保連携型認定こども園認可基準 ・地域型保育事業認可基準 ・運営基準（確認制度） ・放課後児童健全育成事業基準 ・支給認定（保育の必要性の認定） 	<p><26年9月まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り早期（できれば6月議会）に条例を制定し、事業者等に周知。 ※保育の必要性の認定は条例等を策定。 ・事業計画の策定・調整の過程において、施設・事業者の確認。定員見込みの中間とりまとめ。 <p><26年10月以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給認定事務、施設、事業者の認可・確認事務開始。 	<p><26年2月～4月></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体に仮案文を提示 <p><26年4月末日途></p> <ul style="list-style-type: none"> ○政省令を公布
<p>○ 費用・利用者負担</p>	<p>【市町村】</p> <p><26年4月以降></p> <p>費用・利用者負担の検討。 利用者負担の区分内容・枠組みの概要について、周知等を開始。</p> <p><26年度終盤></p> <p>27年度予算で、国の定める公定価格等を踏まえ、費用・利用者負担等の確定（条例制定等）</p>	<p><25年度末></p> <ul style="list-style-type: none"> ○3月28日の子ども・子育て会議合同会議において骨格案の取りまとめ <p><26年5月頃></p> <ul style="list-style-type: none"> ○仮単価の提示（施設の意向調査） <p><26年度後半></p> <ul style="list-style-type: none"> ○27年度政府予算案決定、国会での予算案審議を経て、公定価格を確定。

<p>○ 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p>	<p><26 年度中（中央説明会后）> 関係者への周知・説明等を行う</p>	<p><26 年 4 月末日途> ○告示制定</p> <p><26 年 7 月> ○説明会の実施 幼保連携型認定こども園教育・保育要領中央説明会 ①7月17日（東京）、②7月18日（大阪） ③7月23日（福岡）</p> <p><26 年秋頃目途> ○解説書を刊行</p>
<p>○ 保育緊急確保事業</p>	<p>実施団体は、平成 26 年度予算を確保し、平成 26 年度事業として実施。（特定市町村は、実施する事業を市町村保育計画に定めて実施）</p> <p>（参考） 総事業費 2,307 億円（国 1,043 億円 地方 1,264 億円） ①「待機児童解消加速化プラン関連事業」 ②地域子ども・子育て支援事業に移行する事業（先行的な支援） （平成 25 年 12 月 25 日付事務連絡 「平成 26 年度予算編成における子育て支援関連予算の取扱いについて」参照</p> <p>26 年 4 月 10 日 事前協議書の提出 </p>	<p><26 年 2 月> ○実施要綱案・交付要綱案の提示 （2 月 26 日）</p> <p><26 年 3 月> ○事前協議書の提出依頼</p> <p><26 年 4 月> ○関係政令・内閣府令の公布 （4 月 1 日）</p>

	<p>26 年 6 月下旬 交付申請書の提出</p> 	<p><26 年 5 月> ◯交付要綱・実施要綱の発出 ◯事前協議に基づく内示・交付申請の提出依頼</p> <p><26 年 9 月頃> ◯交付決定</p>
<p>○ 制度管理システム</p>	<p>【支給認定・確認関係のシステム】</p> <p>(1) パッケージソフトを導入する場合 25 年 4 月～ 業者等との相談、システム化範囲の検討、調達仕様書の検討 25 年 10 月～ 業者選定 26 年 1 月～ 導入、テスト運用 26 年 10 月～ 運用開始</p> <p>(2) 独自システムを構築する場合 25 年 4 月～ 業者等との相談、システム化範囲の検討、仕様書検討、業者選定 25 年 7 月～ 設計 26 年 1 月～ 構築、テスト運用 26 年 10 月～ 運用開始</p>	<p><25 年 10 月> ◯内閣府において市町村のシステムで管理する情報を出力し、国の構築するシステムへ入力する際の統一的な出力規格（以下「インターフェース仕様」という。）を検討し、支給認定状況管理、特定教育・保育施設等情報管理に関するインターフェース仕様（初版）を提示。</p> <p><25 年秋～26 年 1 月> ◯保育の必要性の認定、確認制度のシステムに関わる部分を提示</p>

	<p>【請求審査・支払関係のシステム】</p> <p>(1) パッケージソフトを導入する場合 ～26 年 4 月 システム化範囲の検討、調達仕様書の検討、業者選定 (※) 26 年 7 月～ 導入、テスト運用 27 年 4 月～ システムの運用開始 (※) 別途調達する場合でも、26 年 4 月までに業者選定を行うことが必要</p> <p>(2) 独自システムを構築する場合 ～26 年 4 月 システム化範囲の検討、仕様書の検討、業者選定、設計 (※) 26 年 7 月～ 構築、テスト運用 27 年 4 月～ 運用開始 (※) 別途調達する場合でも、25 年 10 月までに検討を開始し、年明け早々には、業者選定を行うことが必要</p> <p>【国構築システムへの認可情報等のデータ移行】 <26 年秋頃～> 移行対象データ (設置者・事業者情報及び施設・事業所情報) の提出</p>	<p><26 年 4 月末> ○交付金管理、認可・業務管理体制管理を含めたインターフェース仕様 (最終版) を提示予定</p> <p><26 年夏頃> ○事業者・事業所データの提供依頼、フォーマットの提示 (電子情報を保有している場合に使用)</p> <p>○随時、設置者・事業者番号、施設・事業所番号の通知</p>
--	---	--

<p>○ 自治体における実施体制</p>	<p>施行に向けた準備作業のための体制整備 ＜26 年 9 月まで＞ 【都道府県等】 ・ 幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置（条例設置） 【都道府県・市町村】 ・ 幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事項の規則制定 ・ 私立幼稚園等の事業者等からの照会窓口の設置・明示 【都道府県・市町村】 ＜27 年度まで＞ ・ 給付、国の窓口一元化に対応できる体制の構築準備（27 年度から給付の支出等は内閣府へ一元化）</p>	<p>＜平成 26 年 4 月＞ ○事業者等からの照会窓口の設置 ＜平成 27 年 4 月＞ ○内閣府に子ども・子育て本部を設置</p>
----------------------	---	---

<p>○ 新制度に関する広報・周知</p>	<p><26 年度中> 時期に応じた利用手続き等、詳細の計画的な周知、広報の実施（例）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 各自治体における広報誌などを通じての住民への周知（地方版子ども・子育て会議の検討状況、利用申し込みに向けた情報提供等）・ 幼稚園、保育所、認定こども園等の関係者への説明会等 <p>※新制度シンボルマークを広報にご活用ください（利用の詳細は内閣府までお問合せください）</p> <p>※平成 26 年 3～5 月に新たなパンフレットを配布。パンフレット（「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」）は内閣府 HP からダウンロードできます。</p> <p>http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/event/publicity/naruhodo_book.html</p>	<p><26 年 3 月> 一般向けパンフレット（「子ども・子育て支援新制度 なるほどBOOK」）の作成</p> <p><26 年度> ○一般向けフォーラム（全国 5ヶ所 予定）等の開催（予定）</p> <ul style="list-style-type: none">6 月 28 日（神戸）8 月 2 日（福島）9 月 23 日（名古屋）10 月 25 日（大宮）11 月 30 日（広島） <p>○今後、事業者向けパンフレットの作成、育児雑誌等への広告の掲載など、時期に応じた多様な周知・広報を展開</p> <p>○施行準備の進捗状況に応じて自治体向けの説明会を実施、都道府県の主催による市町村向け説明会への職員の派遣</p>
-----------------------	---	---

<p>○ その他</p>	<p>【税制改正】 ＜26 年度＞ ・ 税制改正の内容について、事業者等に周知。</p> <p>【その他】 ＜26 年度以降＞ ・ 必要に応じて、子ども・子育て支援法第 87 条各項に基づく過料を科する規定を設けるための条例を制定 ・ 必要に応じて、公私連携幼保連携型認定こども園・公私連携型保育所（保育所型認定こども園）の設置法人への設備の無償・安価な貸付・譲渡（議会で議決）</p>	<p>【税制改正】 ＜25 年度＞ ○ 26 年度税制改正において所要の措置（別添参照） ＜26 年度＞ ○ 幼保連携型認定こども園等に係る不動産取得税の非課税措置（26 年度から適用） （4 月 1 日付で通知を发出） ○ 27 年度税制改正要望</p>
--------------	---	---

（参考）

【子ども・子育て会議関係資料】…子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て会議）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

【放課後児童クラブの基準に関する専門委員会関係資料】…社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000008f07.html#shingi126710>

【幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）関係資料】…幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議

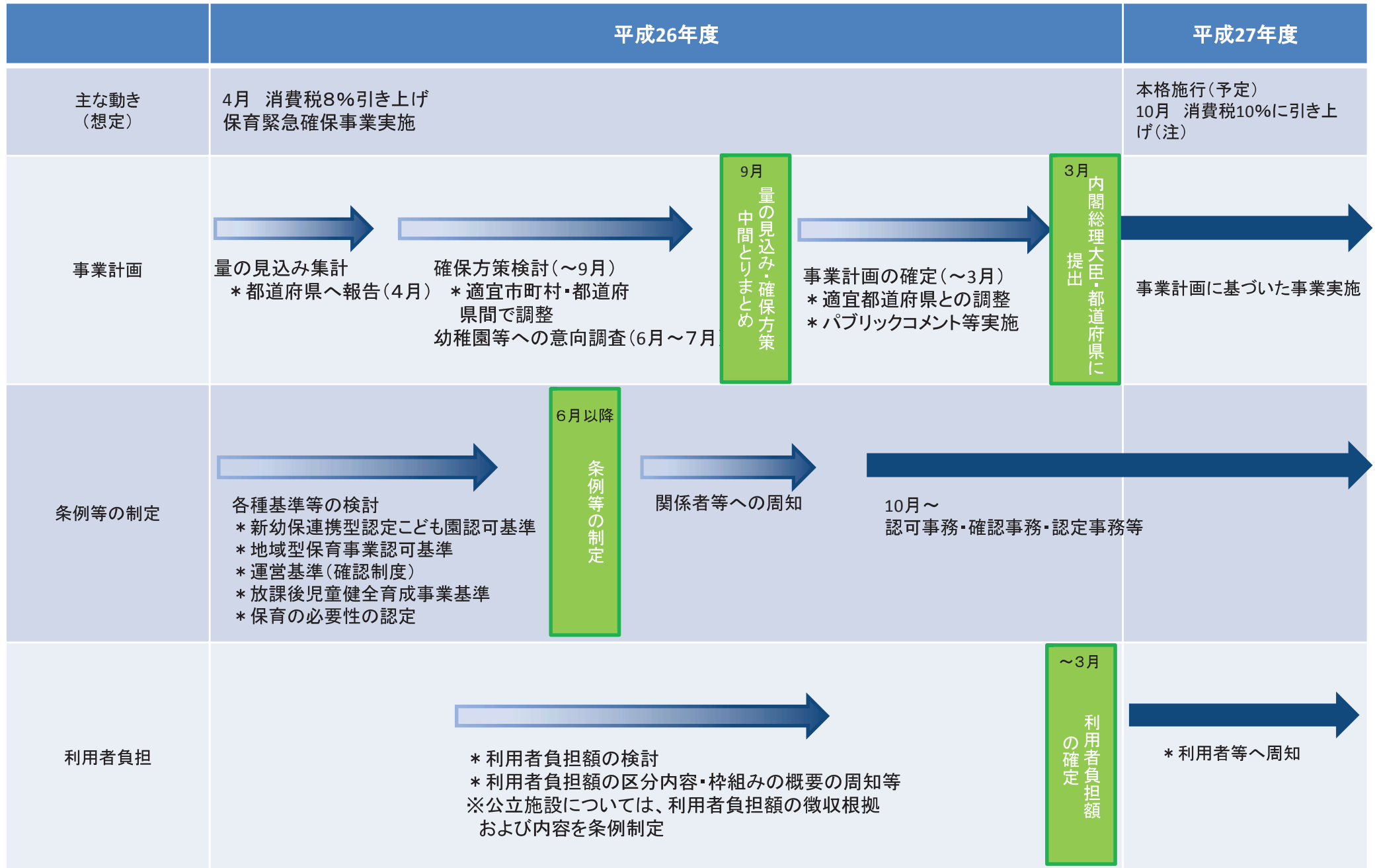
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/048/index.htm

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000008f07.html#shingi126718>

【自治体向け説明会関係資料】…子ども・子育て支援新制度（自治体向け説明会等）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/index.html>

本格施行までの自治体における作業スケジュールイメージ(平成27年度施行を想定)



(注)消費税率の引き上げは、経済状況を踏まえて判断。

